

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）

日 時 平成19年12月3日（月）

午前10時

場 所 生駒市役所401・402会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

- (1) 近隣自治体との連携について
- (2) 広域連携について
- (3) 国際交流について

2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 近隣自治体との連携</p>	<p>【ニセコ町】 （近隣自治体との連携） 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【宝塚市】 （他の地方公共団体等との連携） 第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。</p> <p>【生野町】 （他の自治体との連携・協力） 第33条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携に努めるものとする。</p> <p>【多摩市】 第15条 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p>【伊賀市】【再掲広報広聴部会】 （基本理念） 第3条 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p>【名張市】 （他の自治体との関係） 第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。</p> <p>【篠山市】 （交流及び連携） 第19条 3 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【基本構想案】 市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。</p>

<p>各市町条例 (2) 広域連携</p>	<p>【二セコ町】 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 【宝塚市】【再掲調査部会】 (他の地方公共団体等との連携) 第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。 【生野町】【再掲調査部会】 (他の自治体との連携・協力) 第33条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携に努めるものとする。 【多摩市】【再掲調査部会】 第15条 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。 【伊賀市】【再掲広報広聴部会】【再掲調査部会】 (基本理念) 第3条 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。 【名張市】 (国及び三重県との関係) 第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。 (他の自治体との関係) 【再掲調査部会】 第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。 【篠山市】【再掲調査部会】 (交流及び連携) 第19条 3 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 【基本構想案】 市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。</p>

<p>各市町条例 (3) 国際交流</p>	<p>【二セコ町】 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p> <p>【篠山市】 (交流及び連携) 第19条 2 市民及び市は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民及び市は、各種分野における国際交流及び連携に努め、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるものとする。</p> <p>【基本構想案】 市民及び市は、各種分野における国際交流及び連携に努め、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。</p>